

大和町復興推進計画

平成 25 年 2 月 12 日
宮 城 県 大 和 町

1. 計画の区域 大和町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。一方、本町でも震度 6 弱を観測し、この地震により多数の家屋が全半壊、一部損壊などの被害を受けた。また、沿岸部の道路の多くが津波被害により通行禁止となったため、病院等の医療機関への医薬品の供給が滞り、災害時の医療体制の維持に大きな支障が生じた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本町だけでなく沿岸部も含めた広域圏における物流の効率化、円滑化及び適正化を図るとともに、災害時の支援を想定した企業などによる地域を超えた連携の取り組みを推進し、大震災に対応しうる医療機関への安定的な医薬品の供給体制を構築するため、本町だけでなく沿岸部も含めた広域圏における流通機能の強化及び災害時における医薬品の供給体制の確保に資する企業の体制強化に向けた支援を進めつつ、沿岸部での雇用機会を失われた人々への雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核的産業を担う立地企業の設備投資等に対する支援を通じて、災害時も含めた医薬品の安定供給体制を構築するとともに、流通機能の強化を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に新規に立地する株式会社バイタルネット（以下「対象企業」という。）に対して、物流センター整備に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

震災後に策定された宮城県震災復興推進計画（H23.10 策定）では、復興のポイントとして災害時において生活必需品などが安定して供給できる物流拠点の整備を支援するなど物流システムの構築を促進していくこと、宮城県地域防災計画では、市町村においても災害時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備

を行うこととされているほか、救急医療品等の調達に関して、医療機関や救護所等へは医薬品卸売業者が供給することとされており、災害時には道路網の確保が困難になることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した救援物資の搬送等を行う体制整備が推進されている。本町においても、「大和町地域防災計画」の次回改定において、医薬品等の備蓄や救急医療品の広域的な供給体制の確立などを盛り込むこととしている。

対象企業が新設する物流センターは、従来の施設の約 1.4 倍となる 14,500 種余りの医薬品を備蓄する予定であり、本町をはじめ岩手県・宮城県沿岸部の拠点病院をカバーする新たな医薬品の供給拠点として整備するもので、停電時の安定稼働を図るための大規模自家発電設備を設置するほか、道路網が寸断された際にも病院等の医療機関への医薬品の供給を行えるようにヘリポートを設置するなど、災害時においても安定的な医薬品の供給が確保されるよう配慮されているものである。

また、東北自動車道泉 IC に近接し、県内外への交通アクセス性が高い大和町南部の小野地区に整備を行うもので、沿岸部も含めた広域圏の物流・配送拠点として好立地に整備されることから、平時における流通の効率化のみならず、災害等の非常時においても円滑に医薬品の供給が可能となるよう計画しているものである。

このことから、沿岸部も含めた広域圏における医薬品の供給体制の確保に必要な立地条件、事業規模、災害時のバックアップ機能、沿岸部からの通勤にも便利な立地条件であり、計画の目標にある本町だけでなく沿岸部も含めた広域圏における流通機能の強化及び災害時における医薬品の供給体制の確保に資する企業の体制強化、雇用機会の創出を達成する上で中核となる事業である。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 7 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京 U F J 銀行

株式会社七十七銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた事業は、本町だけでなく沿岸部も含めた広域圏における医薬品の安定供給体制を構築していくものであることから、災害時において生活必需品などが安定して供給できる物流拠点の整備を支援するなど、物流システムの構築を促進していくことを復興のポイントの一つとして掲げている宮城県震災復興推進

計画等にも合致するものであり、広域圏における物流の効率化、円滑化及び適正化を図りながら、震災からの円滑かつ迅速な復興に寄与するものである。

また、対象企業は、全国的にも有数の医薬品卸売業者であり、本計画の実施により、本町の医薬品卸売業を含むその他の卸売業は、卸売業・小売業における年間商品販売額の約 83%、従業者数の約 15%を占める本町の中核的産業となり、非常に大きな経済効果や雇用創出効果が見込まれるものであることから、本町の地域経済の活力の再生にも寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、大和町、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社七十七銀行、対象企業を構成員とする大和町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。